

山梨県公報

号外第五十六号

平成十九年

七月十二日

木 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 参議院山梨県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所……………
- 参議院山梨県選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場
所及び日時……………
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき
場所及び日時……………

選挙管理委員会

参議院山梨県選出議員選挙選挙長告示第一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙長の事務を行
う場所は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

参議院山梨県選出議員選挙

選 挙 長 新 海 治 夫

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県選挙管理委員会事務室

(ただし、平成十九年七月十二日 午前八時三十分から正午までに限り、甲府市丸の
内一丁目六番一号 山梨県庁北別館五階会議室とする。)

参議院山梨県選出議員選挙選挙長告示第二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙において、公職選挙法(昭
和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及
び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおり
である。

平成十九年七月十二日

参議院山梨県選出議員選挙

選 挙 長 新 海 治 夫

- 一 場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
- 二 日 時 平成十九年七月二十六日 午後五時三十分

参議院比例代表選出議員選挙山梨県選挙分会長告示第一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法
(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四
項及び第五項の規定により山梨県における選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行うべ
き場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

参議院比例代表選出議員選挙

山梨県選挙分会長 山 口 創 生

- 一 場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
- 二 日 時 平成十九年七月二十六日 午後六時

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番